

# (財)大阪府産業基盤整備協会の 解散に伴う府貸付金の回収について(案)

平成23年8月  
商工労働部 企業誘致推進課

# I 法人の概要と府の関与状況

## 1. 法人の概要

- (1) 設立目的 中小企業等のための産業団地の造成・管理と大阪府商工会館の運営
- (2) 主要事業
- ①土地賃貸事業（テクノステージ 和泉37社、津田サインズビルズ 2社）
  - ②大阪府商工会館運営事業（賃貸事務所22団体、貸会議室14室）
  - ③その他（賃貸工場、産業団地駐車場運営等）

## 2. 府の関与状況

- (1) 財政的関与
- ①出損17.2億円（大阪府の100%出資法人）  
（内訳）基本金3000万円  
商工会館土地・建物16.9億円（H16.2に現物出資）
  - ②貸付金135億円（H23.4現在の貸付残高。法人解散時の残高は125億円の予定）  
府が法人に産業団地整備費用等を年利0.5%で単年度貸付。  
これを繰り返しながら毎年度約5億円ずつ元金を回収。
- (2) 人的関与 理事長・常務理事（府OB）、非常勤理事（商工労働部長）、監事（同次長）

## Ⅱ 府の課題と対応の方向性

### 1. 府の課題

○出資法人への反復・継続的な単年度貸付

＊年度当初に貸付を行い、年度末に全額返済を受け、さらに次年度当初に貸付を行う方法

＊見直しの必要性

- ・実態は長期貸付金であるが、決算上は債権として扱われず、府のB/Sにも表れない
- ・貸付先の法人において、年度をまたぐ間の資金を別に調達することが必要となる
- ・貸付先の法人に万一の事故があった場合、その年度の府の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれ

⇒ 財政運営の一層の適正化のため、見直しに取り組む

【大阪府庁財政研究会報告書（平成20年12月）】

多額の財政負担が生じる対応は中長期的な課題とし、当面は（単年度）貸付の必要性、額の妥当性を精査し、必要最小限なものとしていくべき

実質的には府からの長期貸付である。形式的には法令規則に則っているとしても、このような取引により歳入歳出という財政の根幹となるべき数値が操作されていることは不当である。（平成21年度包括外部監査報告）

### 2. 当該法人に関する対応の方向性

「大阪府財政構造改革プラン（案）（H22.10）」の中で、公益法人改革の移行満了日である平成25年11月末までに単年度貸付を解消し、法人を解散することを決定。その際、府の損失を最小に抑えるための取組みを検討するとともに、賃貸企業の継続的かつ安定した操業環境の確保に努めることとした。

# Ⅲ 対応方針(案) ①府貸付金の回収方法

## 府貸付金は、代物弁済により回収

これにより反復・継続的な府単年度貸付は、平成24年度をもって解消(\*)。

法人解散前			法人解散後		
	資産	負債		資産	負債
協会	テクノステージ和泉賃貸用地 津田サイエンスヒルズ賃貸用地 商工会館 など	125億円 (借入金)	➔	0	0
大阪府	125億円 (貸付金)	0		大阪府	テクノステージ和泉賃貸用地 津田サイエンスヒルズ賃貸用地 商工会館 など

※資産評価額(対象資産については今後精査)が  
貸付金額を下回る場合は差額を債権放棄

\*平成24年度の貸付金の財源は一般財源又は3セク債(賃料収入で償還が見込める部分を除く)。

平成23年度までの貸付金は、年度末の償還金を財源として年度当初に貸付を行っている。

平成24年度の貸付金は、貸付債権が代物弁済での回収となるため、現金ベースの財源(=償還金)は見込めないことから、一般財源又は3セク債を財源とすることとなる。

### 【参考】法人の主な資産の評価額

	鑑定評価額 (※1)	固定資産税 課税評価額	正面路線価 (※2)	公示価格相当 (※3)	簿価
賃貸用地(和泉)37社	85億円	47億円	78億円	98億円	137億円
賃貸用地(津田)2社	15億円(路線価)	8億円	15億円	19億円	33億円
商工会館(土地のみ)	19億円(路線価)	12億円	19億円	23億円	16億円
合計	119億円(路線価含む)	67億円	112億円	140億円	186億円

※1)2社の簡易鑑定評価額の平均(H22.8実施)

※2)H23.1現在の相続税路線価

※3)正面路線価を0.8で割戻し

## ② 法人解散

(財)大阪府産業基盤整備協会は、下記のスケジュールにより解散する。

H23

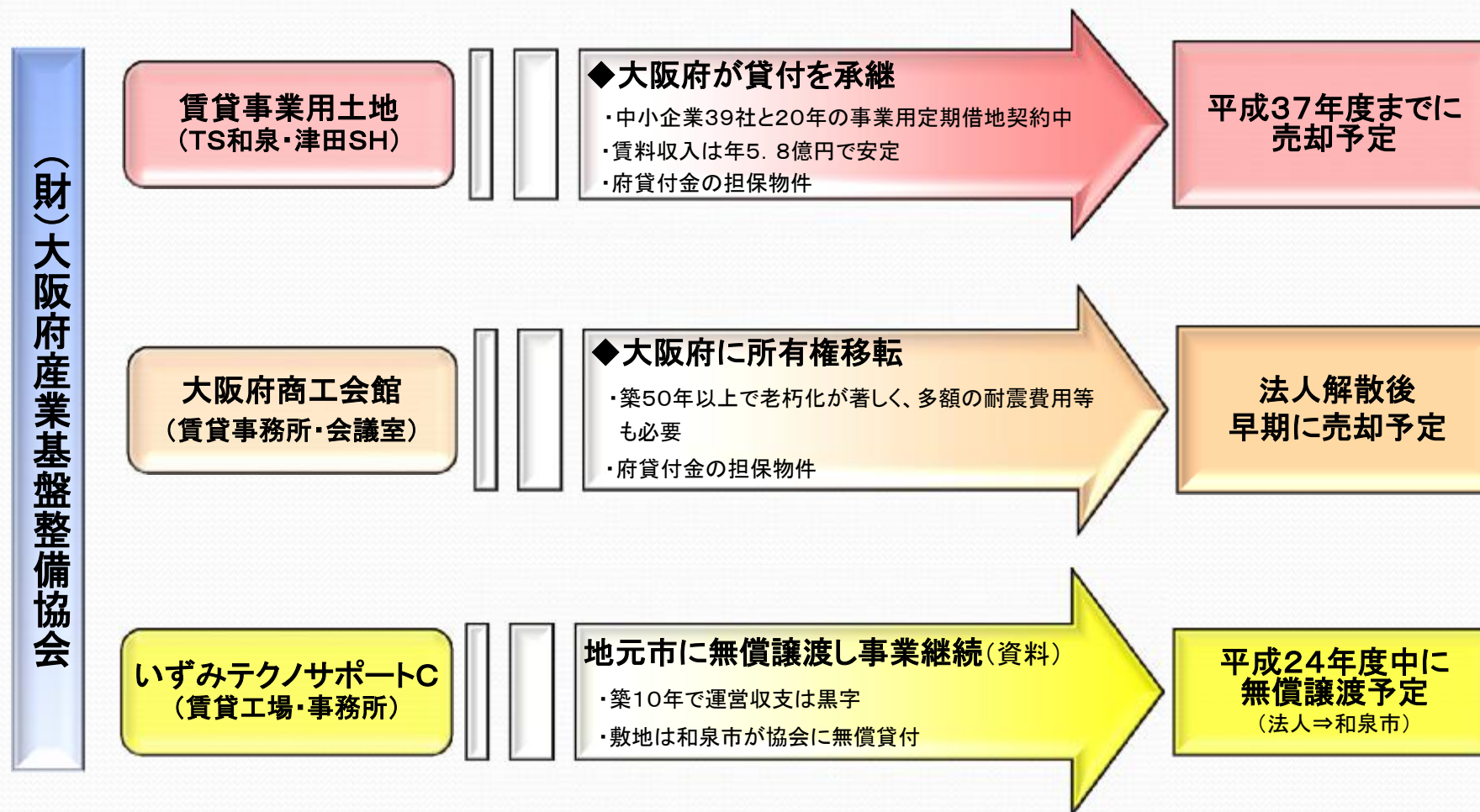
- 8月中 法人解散に伴う府貸付金や法人事業の処理スキームを決定
- 2月議会 24年度当初府貸付金（130億円）及び法人解散関連予算案の提出
- 3月下旬 法人理事会 ⇒ 法人解散スキーム及びスケジュールを決議  
定款変更（解散期日をH25.3.31と明記）決議

H24

- 4月 定款変更（解散期日明記）の認可申請・認可（法人⇒大阪府）  
賃貸用地の不動産鑑定
- 6月 財産評価審査会諮問
- 8月末日 9月議会提案議案決裁（財産取得、債権放棄がある場合には債権放棄について）
- 9月議会 議案提出、議決
- 3月 法人理事会 ⇒ 解散決議・清算人選任
- 3月31日 法人解散登記 ⇒ 清算人会による清算手続き開始

# 資産処分の方向性

具体的な資産処分については、今後の情勢によるが、当面は下記を想定している。



## いずみテクノサポートセンターの処理について

### ◆いずみテクノサポートセンターの処理方策は、下記の（3-2）を選択

施設所有者の協会としては、法人解散までに継続運営を条件に和泉市へ無償譲渡したい。

※有償譲渡の場合、施設建設で交付された国庫補助2億円を上限に売却額×1/2（補助率）の範囲内で補助金の返還義務が発生。

なお、交付後10年以上経過かつ国又は地方公共団体への無償譲渡であれば返還義務なし。

#### （1） 第三者に有償譲渡し施設運営を継続

和泉市は、当該施設を協会が建設・運営すること条件に市有地を無償貸与してきた経緯があり、第三者への売却は、地権者である和泉市の了解が得られない。

#### （2） 施設を解体・撤去し、土地を和泉市へ返還

協会と和泉市による土地賃貸契約では、当該施設を廃止する場合、原状回復（更地）した上で返還する契約となっており、協会は、施設撤去費用及び国庫返納金2億円が必要となるため、府貸付金の返還額が目減りする。

#### （3-1） 大阪府に無償譲渡し施設運営を継続

協会としては、国庫補助金の返還は免れるが、府にとっては、ランニングコスト（人件費や管理費）は賃料収入で賄えるものの、大規模修繕や建替え経費などの将来負担が発生する。

#### （3-2） 和泉市に無償譲渡し施設運営を継続

協会としては、国庫補助金の返還が不要であり、和泉市にとっても当該施設の入居企業からの税収を維持できるほか、「テクノステージ和泉」の支援施設という点からも、引き受けには前向き。